

基本手当日額の計算式及び金額(令和8年8月1日～)

1. 基準日において30歳以上45歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額(w)	基本手当日額(y)
3,203円以上5,480円未満	$y = 0.8w$
5,480円以上13,490円以下	$y = 0.8w - 0.3\{(w - 5480) / (13490 - 5480)\}w$
13,490円超 16,540円以下	$y = 0.5w$
16,540円超	$y = 8,270$

2. 基準日において45歳以上60歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額(w)	基本手当日額(y)
3,203円以上5,480円未満	$y = 0.8w$
5,480円以上13,490円以下	$y = 0.8w - 0.3\{(w - 5480) / (13490 - 5480)\}w$
13,490円超 18,220円以下	$y = 0.5w$
18,220円超	$y = 9,110$

3. 基準日において60歳以上65歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額(w)	基本手当日額(y)
3,203円以上5,480円未満	$y = 0.8w$
5,480円以上12,120円以下	$\begin{cases} y = 0.8w - 0.35\{(w - 5480) / (12120 - 5480)\}w \\ y = 0.05w + (12120 \times 0.4) \end{cases}$ のいずれか低い方の額
12,120円超 17,400円以下	$y = 0.45w$
17,400円超	$y = 7,830$

4. 基準日において30歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額(w)	基本手当日額(y)
3,203円以上5,480円未満	$y = 0.8w$
5,480円以上13,490円以下	$y = 0.8w - 0.3\{(w - 5480) / (13490 - 5480)\}w$
13,490円超 14,900円以下	$y = 0.5w$
14,900円超	$y = 7,450$

(注)1 基準日とは、受給資格に係る離職の日をいう。

2 端数処理については、1円未満を切り捨てる。